



新しいまちづくりの仕組み
「地域まちづくり協議会」
設立に向けた
ガイドライン

阪南市
未来創生部 市民共創課

目 次

1. 地域まちづくり協議会を知ってみよう

- (1) 地域まちづくり協議会とは？..... 1
- (2) 地域まちづくり協議会の目的は？.....2
- (3) 地域まちづくり協議会の構成は？.....2
- (4) 地域まちづくり協議会ができた？.....2
- (5) 地域まちづくり協議会の活動は？.....2

2. 地域まちづくり協議会設立に向けたステップ

はじめに

- ステップ0（つながりづくり）..... 4

交流会の開催

- (1) ステップ1（設立準備会への合意形成）..... 4

- ① 参加呼びかけ

- ② 地域まちづくり協議会設立の必要性／現状や課題の共有

- ③ 設立準備会に向けての意思確認

- (2) ステップ2（設立準備）..... 5

- ④ 設立準備会の設立

- ⑤ 組織体制の検討／規約の作成

- ⑥ 地域計画の作成

- ⑦ 事業計画／予算の作成

- ⑧ 設立に向けての意思確認

- (3) ステップ3（設立）..... 8

- ⑨ 設立総会の開催

3. 市の役割..... 9

4. 市の補助金等について..... 10

- (1) 地域まちづくり協議会の設立及び活動を支援するための補助金

- (2) 住民主体の地域づくりに活かすことができる主な補助金

5. 阪南市内の活動事例..... 11

1. 地域まちづくり協議会を知ってみよう

(1) 地域まちづくり協議会とは？

一定のまとまりのある地域（概ね小学校区以内）において、自分たちの住む地域の活性化や身近な課題を解決して、より良くしていくため、みんなで話し合い、協力・連携しながら楽しくまちづくりを進めていく新しい組織です。



主な団体（例）

自治会
校区（地区）福祉委員会
民生委員児童委員
シニアクラブ
婦人会
ボランティア団体
市民活動団体
NPO 法人
自主防災会
消防団
学校園所
PTA
スポーツ少年団
事業者など

ステップ0

スタート！

- ・ 団体の垣根を越えたヨコのつながりを作りたい
- ・ 地域の特性を活かしたまちづくりに取組みたい
- ・ 地域の担い手不足を解消したい

市役所も一緒になり他団体との
つながりづくり等を支援します！

自分たち
以外に地域で活動
する団体と関わりが
ありますか？

いいえ

交流会に
参加して仲間を
見つけましょう

はい

ステップ1

協力してどんな取り組みをしたいか話し合う

地域まちづくり協議会の必要性について議論を行う

集まった仲間と設立準備
会の立ち上げに向けて話
し合いを重ねましょう！

ステップ2・3

選択肢の1つとして
まちづくり協議会
があります

校区(地区)福祉委員会

民生委員児童委員

自治会

シニアクラブ

NPO法人

地域住民

市民活動団体

ボランティア

事業者

『地域まちづくり協議会』

みんなで！話し合おう・決めていこう！
みんなで！楽しく取り組もう！

PTA

婦人会



（２）地域まちづくり協議会の目的は？

地域内の様々な団体の意見交換の場となり、現状や課題の把握、それらを踏まえての取組の実施に至るまで、すべてが地域全体の方向性として取り扱うことができるため、自分たちが考えた自分たちのしたいまちづくりを行うことができます。

（３）地域まちづくり協議会の構成は？

地域住民の意見を聞きまちづくりに生かせるよう、自治会や校区（地区）福祉委員会をはじめ、地域内の地縁団体、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体、事業者、地域住民など、地域に関わる様々な人や団体によって構成されています。

※誰でも参加できる組織であることが大切です。

（４）地域まちづくり協議会ができたなら？

自治会や校区（地区）福祉委員会をはじめとした地域の各種団体が上下関係ではなく、団体個々の強みを活かせるヨコのつながり（協力・連携）で『地域性（強み）が活かせるまちづくり』に取り組むことができます。地域まちづくり協議会は、地域内の各種団体のネットワーク化や相互補完を図るとともに、地域の特色を活かした組織として、地域のきめ細やかな課題にも対応することができ、住み続けたいと思えるまちづくりに向けさまざまな効果がもたらされます。楽しく取り組むことが大切です。

① 地域の一体性の確保

地域内の各種団体が連携することにより、特性（強み）を発揮し一体感を持って活動に取組めます。

② 活動の相乗効果

活動の見える化を行うことにより、各種団体の活動が連動し、お互いの活動の幅が広がり、より良い活動に発展する相乗効果が期待できます。

③ 効率的な役割分担

地域内での団体相互の人材活用により、効率的な役割分担ができるようになります。

④ 地域課題への取組

各種団体が連携することで、個々の団体では取り組めなかったことにチャレンジできるようになります。

（５）地域まちづくり協議会の活動は？

地域のめざす姿を書き記した地域計画を定め、地域の課題解決・活性化に向け、地域として進めたいことから取組んでいきます。

これらの活動を通じて、身近なサービスの創造や特性・資源を活かしたまちづくりにつながります。

① 情報を交換し合う場の設定

② 課題、特性や資源を見つけ、活動の方法を話し合う

③ 地域の課題解決や活性化のための活動

④ 地域への情報発信

※どの活動を行うか、何に注力するかは、地域の実情に応じて変わります。

2. 地域まちづくり協議会設立に向けたステップ

※地域によって様々な進め方がありますので、あくまで一例です。



はじめに

ステップ0（つながりづくり）

交流会の開催

地域内には、自治会をはじめ地域住民で構成されている数多くの団体があり、組織構成や活動内容も多岐にわたっています。

設立準備会を立ち上げる前に、まずは、地域で活動する各種団体、まちづくりに関心のある人などで、交流会などを開催して、お互いの活動や意見交換を行い、顔の見えるつながりづくりをしましょう。意見交換では、「地域の課題」「自分たちの活動内容」「どんな地域にしたいか」「こんなことに取り組みたい」等、丁寧に話し合しましょう。

ステップ0における市の支援

＜情報発信＞ ＜会場の支援＞ ＜連携支援＞ ＜情報提供＞ ＜説明会の開催＞
＜会議への参画＞ ※詳しくは9ページへ

（1）ステップ1（設立準備会への合意形成）

① 参加呼びかけ

交流会などを経て、集まった方々と設立準備会の立ち上げに向けて話し合いを重ねていきます。設立準備会には、強い活動基盤を持つ自治会をはじめ、専門的な立場から地域課題を解決しようとする各種団体や、まちづくりに関心のある地域住民などに参加してもらうことが望ましいです。加えて、主だって活動している団体以外の団体や地域住民など様々な人々へも呼びかけや周知を行いましょう。

＜主な団体等＞

自治会 校区（地区）福祉委員会 民生委員児童委員 シニアクラブ 婦人会
ボランティア団体 市民活動団体 NPO 法人 自主防災会 消防団
学校園所 PTA スポーツ少年団 事業者など

② 協議会設立の必要性/現状や課題の共有

地域まちづくり協議会により進めていくまちづくりの考え方は、「自分たちのまちは、自分たちでつくり・まもる・そだてる」。

地域内には多くの団体があり、組織構成や活動内容も多岐にわたり、各団体等から見える地域課題も様々です。団体間での情報共有を図りながら、お互いの意見を聞きましょう。

③ 設立準備会に向けての意思確認

交流会や地域活動への参加を呼びかけ、自分たちの地域を「盛り上げたい」「住みやすくしたい」という気持ちが高まり、集まった人たちの賛同を得られるようになったら、設立準備会の立ち上げに向けて具体的に進めていきましょう。

ステップ1における市の支援

＜相談＞ ＜会場の支援＞ ＜連携支援＞ ＜情報提供＞ ＜説明会の開催＞
＜会議への参画＞ ※詳しくは9ページへ

(2)ステップ2（設立準備）

④ 設立準備会の設立

地域まちづくり協議会設立に向け意思確認ができれば、設立準備会を設置していきます。設置後は、構成員を中心に、組織構成や規約、役員、地域計画や事業計画などを検討していきます。

＜設立準備会で検討すること＞

組織の名称 組織構成 事務局体制 役員（案） 規約（案） 事業計画（案）
予算（案） 地域計画（案）など

⑤ 組織体制の検討/規約の作成

地域まちづくり協議会の組織は決まった形があるものではありませんので、地域の実情に応じて決めていくことになります。総会や役員会などを担う「意思決定組織」と、具体的な活動を行っていく「実行組織」の機能を備えている組織体制が一般的になっています。

なかには、地域まちづくり協議会の組織体制は総会や役員会などを担う「意思決定組織」として機能し、活動を行っていく部分を外注しているケースもあります。

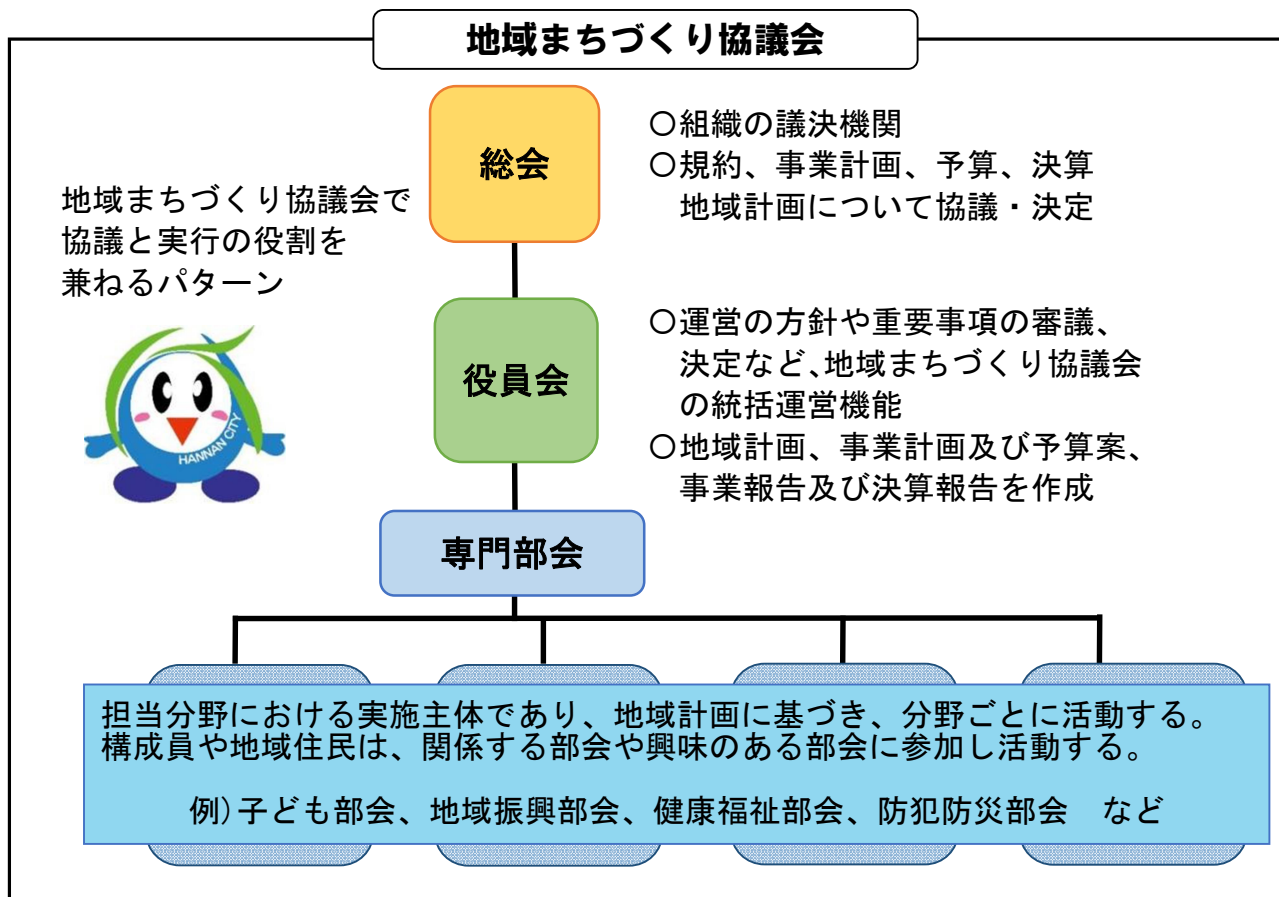
また、地域まちづくり協議会は、多くの人や団体が一緒に活動を行っていきます。地域で信頼され、透明性の高い活動や運営を行うために一定のルールが必要になります。自分たちのまちづくりを進めていくうえで必要な「ルール＝規約」を作成しましょう。

規約には、誰でも参加でき、透明性の高い運営を行うために、構成員や運営機関、会議の進め方、情報の公開方法などを定めましょう。

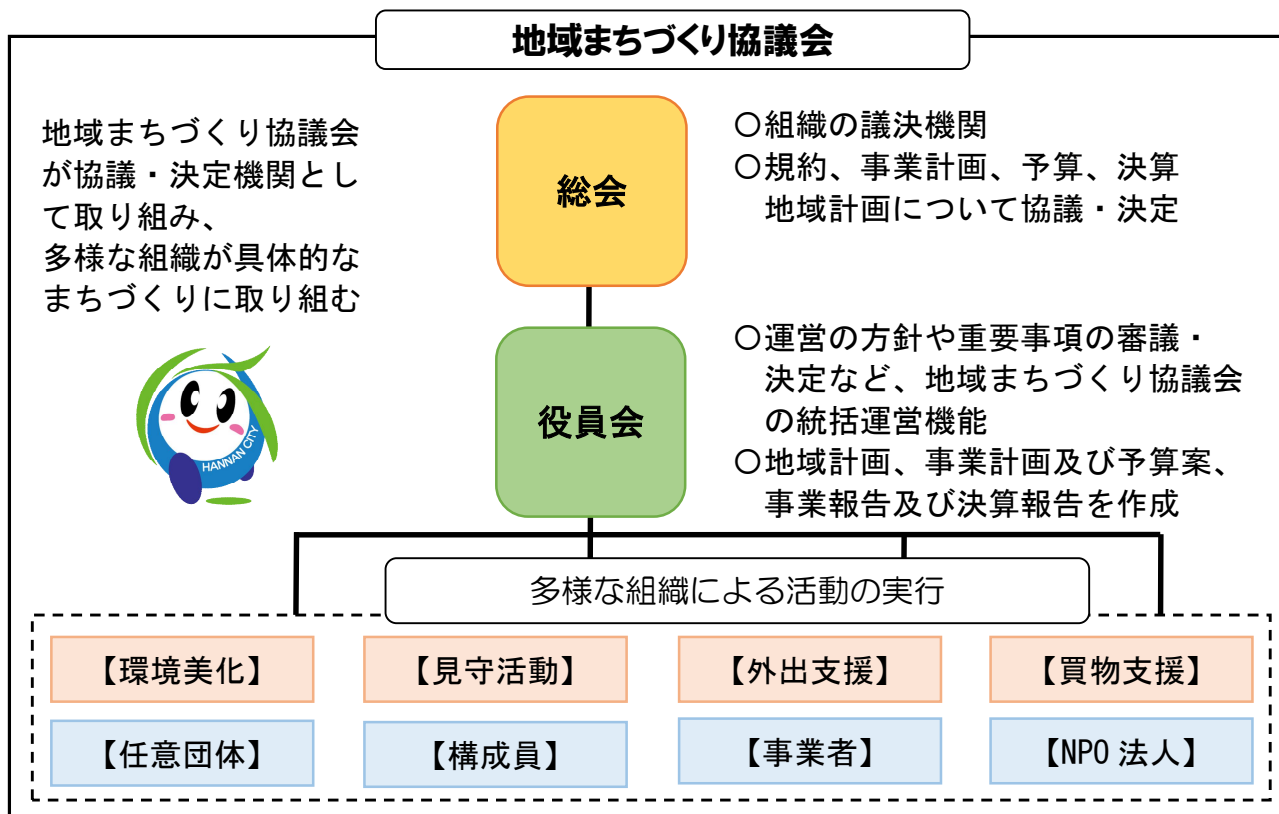
＜規約で定める事項＞

組織の名称	事務所の所在地	総会の方法
代表者及び役員の選出方法	予算編成	決算報告
代表者及び役員の役割	規約の改廃方法	監査 など

地域まちづくり協議会イメージ図 パターン1



地域まちづくり協議会イメージ図 パターン2



⑥ 地域計画の作成

地域で把握した課題や資源をもとに、どのような地域にしていきたいかという将来像（めざす姿）や方向性をまとめた中長期計画を策定しましょう。

地域計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活を考えて、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。

地域計画の内容は、地域の将来像（めざす姿）や方向性の他に、地域の現状や課題、地域まちづくり協議会の事業などを記載していきます。

※地域計画の計画期間は一般的に5年が多いですが、地域によってもう少し短く定め、見直しする機会を増やしている地域もあります。

＜地域計画で定める事項＞

地域の概要 地域の目標 計画期間 活動内容（地域で取り組みたい内容）
組織図

⑦ 事業計画/予算の作成

今の「まち」とこんなまちにしたいと思い描く「まち」との違い（ギャップ）を埋めるために検討した解決策は、防災や地域振興など多岐にわたると思います。

解決策を実行していくためには、どのような準備が必要でどのような取組が必要かなどを検討し、計画書等を作成しましょう。

また、その取組にどの程度の費用を要するのか、どのように準備するか、何年かけて取り組んでいくかなども一緒に検討していきましょう。

事業や予算の計画及び執行に当たっては、地域住民へしっかりと説明できるようにすることが重要です。

⑧ 設立に向けての意思確認

意見交換会で賛成や反対の意見、疑問点などたくさんの意見が出てきたと思います。それらの意見を集約していく中で「自分たちの住むまちは、自分たちでつくり・まもり・そだてる」という意識を高め、まちづくりを行いたいという総意を作り上げましょう。

ステップ2における市の支援

＜相談＞ ＜会場の支援＞ ＜会議への参画＞ ※詳しくは9ページへ

(3) ステップ3 (設立)

⑨ 設立総会の開催

設立に当たっては、地域に周知したうえで、地域住民により設立総会を開催することになります。

＜設立総会へ付議される内容＞

代表者及び役員・規約・地域計画・事業計画及び予算・市への認定申請 など

この設立総会で承認を受けることにより、地域の皆さんに地域まちづくり協議会が認められたものとなります。設立総会で決まったことは、構成員の協力のもと回覧板等で地域住民に周知しましょう。

条例に基づく「地域まちづくり協議会」は、市への認定申請が必要となります。

ステップ3における市の支援

＜相談＞ ＜会場の支援＞ ＜様式提供＞ ※詳しくは9ページへ

3. 市の役割

地域まちづくり協議会を設立しようとしている地域や、すでに設立をされた地域も含めて、スムーズに運営や活動が行えるよう市がお手伝いします。

<相談>（主にステップ1～3）

設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。

<会場の支援>（主にステップ0～3）

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

<連携支援>（主にステップ0と1）

NPO 法人や市民活動団体などの他団体とのつながりづくりを支援します。

<情報提供>（主にステップ0と1）

地域の人口動態や市の経済状況、他団体の活動事例などの情報を提供します。

<説明会の開催>（主にステップ0と1）

地域まちづくり協議会の制度について説明します。

<情報発信>（主にステップ0）

市のウェブサイトや公式 SNS（LINE、Facebook、Instagram 等）を活用し、交流会やカフェなどの開催情報を広く地域に周知して参加を促します。

<様式提供>（主にステップ3）

規約、地域計画、事業計画書、予算書など、運営に関する資料作成の基となる様式を提供します。

<会議への参画>（主にステップ0～2）

参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の進行補助を行います。

4. 市の補助金等について

■地域のまちづくり推進を目的とした補助金等

(1) 地域まちづくり協議会の設立及び活動を支援するための補助金

名称	内容	担当課
地域運営推進事業補助金（改正）	地域まちづくり協議会の設立を支援します。 ・ 設立に向けたアンケートの費用 ・ 学習会開催のための講師報償費 など	市民共創課
	地域まちづくり協議会の活動を支援します。 ・ 協議会の運営に必要な物品の購入 ・ 拠点の運営に必要な経費 など	

(2) 住民主体の地域づくりに活かすことができる主な補助金等

名称	内容	担当課
住民主体型サービス補助金（訪問型サービス B・通所型サービス B）	原則、1 年以上の支援活動実績を有する非営利の団体に対し、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービス（訪問型サービス B・通所型サービス B）に補助金を交付しています。要支援 1・2 の方及び基本チェックリストで事業対象者と判定された方を主な対象として、「生活支援」や「介護予防の場づくり」など、住民同士で「支え合う活動（互助）」を実施する団体に補助金を交付します。	介護保険課
有価物集団回収推進事業報奨金	本市の各種団体（自治会・学校 PTA・こども会等）のうち、資源対策課に登録のある非営利団体を対象に、集団回収した有価物（古紙、アルミ缶など）に対し、1 kg あたり 3 円の報奨金を交付します。	資源対策課

※補助金・報奨金制度の詳細については、各担当課までお問合せください。

5. 阪南市内の活動事例

事例 1	子ども支援
きっかけ	地域での子どもの数が減り、今まで活動していた子ども会の運営ができず、子ども会を解散することになった。
活動内容	1つの子ども会では大変だけど、概ね小学校区以内の範囲を1つのエリアとして、地域で子どもに関する活動を展開する。 たとえば「駄菓子屋さん」をしたり、「こども食堂」をしたり、「寺子屋」をしたり、地域で子どもたちを支援する活動をする。
成果	子どもだけでなく保護者も一緒に参加することで、そこから活動も広がるかも。阪南市への郷土愛が育まれる。お手伝いする方も子どもたちの笑顔を見られて、やる気につながるとの声があった。

事例 2	移動支援
きっかけ	今まで利用していた駅までのバスが減便になってしまった。 ちょっとした買い物や通院などの移動手段がない。
活動内容	ボランティアや地域の支え合い活動により、外出のための移動を支援する送迎サービスの実施。
成果	移動手段の確保になり、高齢者の見守り支援にもつながった。

事例 3	買い物支援
きっかけ	今まで利用していたスーパーが撤退した。
活動内容	定期的な「マルシェ」や「朝市」の実施。地域の人が集い、わいわいと買い物を楽しむことができる。
成果	「マルシェ」や「朝市」には地元の漁港・農家や商店に出店いただくことで新鮮な魚や野菜などが手に入り、利用者に喜んでもらえる。また、地域の活性化につながる。

事例 4	防災活動
きっかけ	住民の共通の課題である、防災を考えるため、地区自治会単位で設置されている自主防災組織が、小学校区内で連携することになった。
活動内容	各自主防災組織が所有している、災害備蓄や資機材のリストを作成し、情報共有を行った。
成果	各自主防災組織が所有している、災害備蓄や資機材のリストを作成し、情報共有を行った。小学校区内の建設業者に「災害時活動支援」の協定の締結を検討するに機会となった。

事例 5	防犯活動
きっかけ	住民の共通の課題である、防犯を考えるため、地区自治会単位で行っている防犯委員会活動について、小学校区内で連携することとなった。
活動内容	地元警察に来ていただき、防犯カメラを設置について意見交換を行い、市や地元事業者が設置しているカメラの情報を共有し、効果的な設置場所を検討した。地区自治会での防犯委員活動（青色パトロール）のスケジュールを共有した。
成果	地域が防犯カメラ設置費用を助成し、20世帯に防犯カメラを設置した（維持費は個人負担、設置場所は地域で検討）。地区自治会での防犯委員活動の枠を超えて、小学校区内で、連携し、青色パトロールを実施する機会となった。

地域まちづくり協議会が実施することにより、「多世代・異業種の交流」「円滑な事業者との連携」「大規模実施」「地域の一体感向上」など、多様な主体の関わりを活かすことによるメリットが生まれます。

地域まちづくり協議会の活動は、「楽しく」続けていくことが重要です。

みんなで！話し合って、決めていきましょう！ みんなで！楽しく取り組みましょう！

問合せ・ご相談窓口

地域の活力を高め、持続可能なまちづくりの推進をめざす地域まちづくり協議会を行政として積極的に支援します。

問合せ先	阪南市 未来創生部 市民共創課 〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1 電話：072-489-4507 Eメール：s-kyousou@city.hannan.lg.jp	
------	--	---

市民活動センターでも地域まちづくり協議会に関するご相談をお受けしております。土・日曜日も開設しておりますので、ぜひご利用ください。

問合せ先	阪南市市民活動センター 夢プラザ 〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町 1 丁目 18 番 15 号 （地域交流館 3 階） 電話：072-471-1030 Eメール：info@yumeplaza-hannan.com 開館日：水曜日～日曜日 9 時～17 時 休館日：月曜日、火曜日、祝日、年末年始 ※原則、月・火曜日が祝日の場合は直前の日曜日も休館。 ※詳しくはウェブサイトをご確認ください。	
------	--	---



令和7年7月8日 発行